

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案要綱

国土交通大臣が維持、修繕、災害復旧その他の管理を行う一般国道の指定区間を追加等するものとするこ

と。

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表百五十六号の項中「岐阜県郡上郡」を「郡上市」に改め、同表百五十八号の項中「岐阜県郡上郡」を「郡上市」に、「同県」を「岐阜県」に、「字鳩戸屋千四百六十番九」を「字西ヶ洞千百七十七番三」に、「大字夏厩字家之垣津三百九十五番まで」を「大字牧ヶ洞字中島二千百三十八番一まで（同村大字夏厩字クゴタ千百五十番一から同村大字夏厩字野首九百四十二番六、同村大字夏厩字北平五百九十七番一及び同村大字牧ヶ洞字昌蒲田四千三百二十九番二十六を経て同村大字牧ヶ洞字中島二千百三十八番一までを除く。）」に改め、同表四百七十五号の項中「三重県員弁郡北勢町大字阿下喜字樋之口百三十五番」を「いなべ市北勢町阿下喜字樋之口百三十五番三」に改める。

附 則

この政令は、平成十六年十一月二十七日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。